別冊版

令和６年度

# 障がい福祉サービス等
# ガイドブック

「介護給付費」「訓練等給付費」「障害児通所給付費」利用案内

大　崎　市

# ○障害福祉サービス等の申請のしかた

**【新規の手続きに必要なもの】**

① （介護給付費　訓練等給付費　特定障害者特別給付費　地域相談支援給付費）支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書（第１号様式）　※申請窓口にてお渡しします。
② 個人番号カード又は通知カード（児童の場合は，保護者と児童の分が必要です）
③ 障害者手帳（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳）
※障害者手帳を取得していない方は，事前に窓口にご相談ください。難病や障がいの種別によっては，手帳を取得していない場合でも必要書類を添付することで申請できる場合があります。
④ 生活保護を受給している方は，生活保護受給者証をお持ちください。

★障害福祉サービス等についてのご相談・お問い合わせ
大崎市民生部高齢障がい福祉課障がい福祉担当　☎２３－２１６７
松山総合支所市民福祉課　☎５５－２１１４　三本木総合支所市民福祉課　☎５２－２１１４
鹿島台総合支所市民福祉課　☎５６－７１１４　岩出山総合支所市民福祉課　☎７２－１２１２
鳴子総合支所市民福祉課　☎８２－３１３１　田尻総合支所市民福祉課　☎３８－１１５５

# ○利用手続きの流れ

介護給付と訓練等給付によって，若干手続きが異なります。
また児童のサービスについても，手続きと調査項目などが異なります。

**1. 相談・申し込み**

サービス利用を希望する方は，市又は相談支援事業者に相談してください。相談支援事業者は，サービス申請前の相談や手続きの支援などを行います。

**2. 利用申請とサービス等利用計画（案）の作成**

利用したいサービスがありましたら，市にサービス利用の申請を行います。
また，指定特定相談支援事業者へサービス利用計画（案）の作成依頼をします。

**3. 障害支援区分認定調査**

心身の状況を総合的に判定するため，対象者の心身の状況や介護者の状況，サービスの利用意向などについて，聞取りや訪問調査を行います。

**4. 障害支援区分の認定（介護給付費のサービスを受ける場合）**

調査結果をもとに，コンピュータによる障害支援区分の一次判定や意見書による区分認定審査会の結果をもとに，市が障害支援区分を認定します。

**5. 支給決定，受給者証の交付**

市は，認定結果や提出されたサービス利用計画（案）などを勘案し，支給決定を行います。内容によっては，審査会に意見を求めます。
サービスの支給決定に伴い，「福祉サービス受給者証」が交付されますので，利用者はサービスを提供する事業者を選択して利用契約を交わし，サービスの利用を開始することができます。

**6. 支給内容を変更したいとき**

すでに支給を受けているサービスの量などを変更したいときは，担当の指定特定相談支援事業者又は市に変更したい内容をご相談ください。

# 障害福祉サービスの内容と種類

障害福祉サービスは，介護の支援を受ける場合には『介護給付』，訓練等の支援を受ける場合は『訓練等給付』に位置づけられています。

## 介護給付

介護給付とは日常生活上必要な介護支援で，居宅介護や施設における生活介護などがあります。
※介護給付のサービスを受けるには障害支援区分の認定が必要となります。

### 居宅介護

**入浴，排せつ又は食事の介護等を行います。**

【内容】

居宅において，入浴，排せつ及び食事等の介護，調理，洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言，その他の生活全般にわたる援助を行います。

【対象者】

障害支援区分が区分１以上（児童にあってはこれに相当する心身の状態）である方

### 重度訪問介護

**重度の肢体不自由者等で常に介護を必要とする方に，入浴，排せつ，食事の介護，家事援助，コミュニケーション支援及び外出時の移動介護などを行います。**

【内容】

居宅において，入浴，排せつ及び食事等の介護，調理，洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関するする相談及び助言，その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行います。

【対象者】

重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって常時介護を要する方

### 同行援護

**視覚障がいにより，移動に著しい困難を有する方に，外出時において，同行し移動に必要な情報（代筆・代読を含む）を提供するとともに，移動の援護その他の必要な支援を行います。**

【内容】

視覚障がいにより，移動に著しい困難を有する方に，外出時において移動に必要な情報の提供を行います。

【対象者】

同行援護アセスメント調査票による，調査項目の要件に当てはまる方

※障害支援区分の認定は不要です。

## 行動援護

**行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護，外出時の介護を行います。**

【内容】

障がいのある方が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護，外出時における移動中の介護，排せつ及び食事等の介護，その他行動する際に必要な援助を行います。

【対象者】

知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がいのある方等で，常時介護を要する方

## 重度障害者等包括支援

**介護の必要性がとても高い方に，居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。**

【内容】

重度の障がい者等に対し，居宅介護，重度訪問介護，行動援護，生活介護，短期入所，共同生活援助，自立訓練，就労移行支援及び就労継続支援を包括的に提供します。

【対象者】

常時介護を要する障がいのある方等で，意思疎通を図ることに著しい支障がある方のうち，四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある方並びに知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する方

## 短期入所（ショートステイ）

**介護者が病気などの場合，短期間，夜間も含め施設で入浴，排せつ，食事の介護などを行います。**

【内容】

在宅において，介護を行う方が疾病その他の理由により，介護が困難になったときに，障害者支援施設，児童福祉施設等において，短期間の入浴，排せつ及び食事その他必要な介護を行います。

【対象者】

障害支援区分が区分１以上である方

児童の障がいの程度に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分１以上に該当する児童

※重症心身障がい児者を対象とした医療型短期入所事業も実施しています。

## 療養介護

**医療と常時介護を必要とする人に，医療機関への入院とあわせて，機能訓練や介護，日常生活の支援などを行います。**

【内容】

主として昼間において，病院において行われる機能訓練，療養上の管理，看護，医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行います。また，療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。

【対象者】

機能訓練，療養上の管理，看護，医学的管理の下における介護，日常生活上の世話，その他の必要な医療を要する障がいのある方

## 生活介護

**常時介護を必要とする人に，入浴，排せつ，食事の介護などを行うとともに，軽作業などの生活活動や，創作活動の機会を提供します。**

【内容】

障害者支援施設その他の以下に掲げる便宜を適切に供与することができる施設において，主として昼間において，入浴，排せつ及び食事等の介護，調理，洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援，創作的活動又は生産活動の機会の提供，その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行います。

【対象者】

入浴，排せつ及び食事等の介護，創作的活動又は生産活動の機会の提供，その他必要な援助を要する障がいのある方

障害支援区分が３以上（５０歳以上の者にあっては区分２以上）である方

## 施設入所支援

**夜間や休日，入浴，排せつなどの介護や，日常生活上の支援を行います。**

【内容】

主として夜間において，入浴，排せつ及び食事等の介護，生活等に関する相談及び助言，その他の必要な日常生活上の支援を行います。

【対象者】

生活介護を受けている方であって障害支援区分が区分４以上（５０歳以上の者にあっては区分３以上）である方

自立訓練又は就労移行支援 （以下『訓練等』という。）を受けている方であって，入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる方，又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により，通所によって訓練等を受けることが困難な方

# 訓練等給付

訓練等給付とは，障がい者が地域で生活を行うために提供される訓練的支援で，機能訓練や生活訓練，就労に関する支援などがあります。

※障害支援区分は必要ありませんが，新規申請の場合，聞き取り調査があります。

※自立訓練（機能・生活・宿泊型自立訓練），就労移行支援，就労継続支援Ａ型のサービスは暫定支給期間が設けられます。

## 自立訓練（機能訓練）

**理学療法や作業療法などのリハビリテーション等を行い，身体機能の維持・向上を図ります。**

**※利用期間は１年６か月の期限となります。**

【内容】

障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所に通所，又は居宅を訪問することによって理学療法，作業療法その他必要なリハビリテーション，生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

【対象者】

地域生活を営む上で，身体機能・生活能力の維持・向上等のため，一定の支援が必要な障がいのある方

## 自立訓練（生活訓練）

**日常生活に必要な訓練，相談及び助言等を行い，生活能力の維持・向上を図ります。**

**※利用期間は２年間の期限となります。**

【内容】

障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所に通所，又は居宅を訪問することによって，入浴，排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練，生活等に関する相談及び助言，その他の必要な支援を行います。

【対象者】

地域生活を営む上で，生活能力の維持・向上等のため，一定の支援が必要な方

## 就労移行支援

**一般就労への移行に向けて，就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練などを行います。**

**※利用期間は２年間の期限となります。**

【内容】

生産活動，職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練，求職活動に関する支援，その適性に応じた職場の開拓，就職後における職場への定着のために必要な相談，その他の必要な支援を行います。

【対象者】

就労を希望する６５歳未満の障がい者であって，通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる方

## 就労継続支援Ａ型（雇用型）

**雇用契約に基づく就労の機会を提供し，知識や能力の向上のために必要な訓練などを行います。**

【内容】

生産活動その他の活動の機会の提供，その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練，その他の必要な支援を行います。

【対象者】

企業等に就労することが困難な者であって，雇用契約に基づき継続的に就労することが可能な６５歳未満の方（利用開始時６５歳未満）

① 就労移行支援事業を利用したが，企業等の雇用に結びつかなかった者
② 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが，企業等の雇用に結びつかなかった者
③ 企業等を離職した者，又は就労経験がある者で，現に雇用関係がない者

## 就労継続支援Ｂ型（非雇用型）

**通所により就労や生産活動の機会を提供し，雇用への移行支援等のサービスを行います。**

【内容】

就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない方や，一定年齢に達している方などであって，就労の機会等を通じ，生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される方に必要な訓練，その他の支援を行います。

【対象者】

① 就労経験がある者であって，年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者
② 就労移行支援事業を利用した結果，Ｂ型の利用が適当と判断された者
③ 上記①②に該当しない者であって，５０歳に達してる者又は障害基礎年金１級受給者
④ 上記①②③に該当しない者であって，地域に一般就労の場やＡ型の事業所による雇用の場が少なく，利用することが困難と市町村が判断した者

## 共同生活援助（グループホーム）

**共同生活の住居で，食事提供その他の日常生活の支援などを行います。。**

【内容】

●外部サービス利用型

地域で共同生活を営むのに支障のない方につき，主として夜間において，共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行います。

●介護サービス包括型

共同生活を営むべき住居 （以下『共同生活住居』という。）に入居している方に対し，主として夜間において，共同生活住居において入浴，排せつ及び食事等の介護，調理，洗濯及び掃除等の家事，生活等に関する相談及び助言，就労先その他関係機関との連絡，その他の必要な日常生活上の支援を行います。

●日中サービス支援型

共同生活住居に短期入所を併設し，24 時間，相談，入浴，排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の支援を行います。

【対象者】

●外部サービス利用型

就労しているか若しくは自立訓練，就労移行支援等を利用している方（知的障がい・精神障がい）

●介護サービス包括型

障害支援区分が区分２以上に該当する障がいのある方（知的障がい及び精神障がい）

●日中サービス支援型

常時介護が必要な方（身体障がい者，知的障がい者，精神障がい者，難病患者等）

## 宿泊型自立訓練

**将来，地域で自立した生活を目指している人を対象に，一定期間（原則２年，長期入院３年）居住の場として，食事や家事など自立生活に必要な様々な経験を積み重ねて，地域生活を実現するための支援を行います。※利用期間は２年の期限となります。**

【内容】

知的障がい又は精神障がいを有する方に対し，居室その他の設備を利用してもらい，家事等の日常生活能力を向上させるための支援，生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

【対象者】

日中，一般就労や障害福祉サービスを利用している方等であって，地域移行に向けて生活能力等の維持，向上のための訓練その他の支援が必要な障がいのある方

## 就労定着支援

**就労移行支援等を利用し，一般就労に移行した障がい者の就労に伴う生活上の支援ニーズに対応できるよう，事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行います。**

**※利用期間は３年間の期限となります。**

【内容】

障がい者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに，企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。

【対象者】

就労移行支援，就労継続支援，生活介護，自立訓練の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で，就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方

## 自立生活援助

**障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者などについて，本人の意思を尊重した地域生活を支援するため，一定期間にわたり，定期的な巡回訪問や随時の対応により，障がい者の理解力，生活力等を補う観点から，適時のタイミングで適切な支援を行います。**

【内容】

定期的に居宅を訪問し，家事などに課題はないか，公共料金等に滞納はないか，体調に変化はないか，地域住民との関係は良好かなどについて確認を行い，必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

【対象者】

障害者支援施設やグループホーム, 精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障がい者等で理解力や生活力に不安がある方。

# 地域相談支援

## 地域移行支援

【内容】

障害者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者につき，住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行います。

【対象者】

次の者のうち，地域生活への移行のための支援が必要と認められる方

① 障害者支援施設，のぞみの園，児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所している方

※ 児童福祉施設に入所する１８歳以上の方，障害者支援施設等に入所する１５歳以上の方みなしの方も対象。

② 精神科病院に入院している方（精神障がい）

## 地域定着支援

【内容】

居宅において単身等で生活する障がい者につき，常時の連絡体制を確保し，障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談，緊急訪問その他必要な支援を行います。

【対象者】

地域生活を継続していくための常時の連絡体制の確保による緊急時等の支援体制が必要と見込まれる方

① 居宅において単身で生活する障がいの方

② 居宅において家族等と同居している障がい者のうち，同居している家族等が障がい，疾病等のため，障がい者に対し同居している家族等による緊急時等の支援が見込まれない状況にある障がいのある方

# 障害児通所支援

## 児童発達支援

【内容】

日常生活における基本的な動作の指導，知識技能の付与，集団生活への適応訓練，その他必要な支援を行います。

【対象者】

療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の児童

① 市町村等が行う乳幼児健診等で療育の必要性があると認められた児童

② 保育所や幼稚園に在籍しているが，併せて，指定児童発達支援事業所において，専門的な療育・訓練を受ける必要があると認められた児童

## 放課後等デイサービス

【内容】

生活能力の向上のために必要な訓練，社会との交流の促進その他必要な支援を行います。

【対象者】

学校教育法第一条に規定している学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学しており，授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた児童

## 医療型児童発達支援

【内容】

児童発達支援及び治療を行います。

【対象者】

肢体不自由があり，理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた児童

## 居宅訪問型児童発達支援

【内容】

障がい児の居宅を訪問し，日常生活における基本的な動作の指導，知識技能の付与等の支援を実施します。

【対象者】

重症心身障がい児などの重度の障がい児等であって，児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児

## 保育所等訪問支援

【内容】

障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。

【対象者】

保育所その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省令で定めるものに通う児童であって，当該施設を訪問し，専門的な支援が必要と認められた児童

★障害福祉サービス等についてのご相談・お問い合わせ

大崎市民生部高齢障がい福祉課障がい福祉担当　☎２３－２１６７

| | | | |
|---|---|---|---|
| 松山総合支所市民福祉課 | ☎５５－２１１４ | 三本木総合支所市民福祉課 | ☎５２－２１１４ |
| 鹿島台総合支所市民福祉課 | ☎５６－７１１４ | 岩出山総合支所市民福祉課 | ☎７２－１２１２ |
| 鳴子総合支所市民福祉課 | ☎８２－３１３１ | 田尻総合支所市民福祉課 | ☎３８－１１５５ |